

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画の変更(九件)……………

………(都市整備局都市づくり政策部広域調整課・土地利用計画課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課・防災都市づくり課)………

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)………

○東京港湾湾計画の変更の概要……………(港湾局港湾整備部計画課)………

……………

告示

●東京都告示第千六百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都 追加する部分

市再生特別地区
(丸の内三丁目十地区)
千代田区丸の内三丁目地内
二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千六百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画用
途地域
第一種中高層
住居専用地域
第一種住居地
追加する部分

削除する部分

葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩二丁目、江戸川区篠崎町七丁目及び篠崎町八丁目各地方内

追加する部分

足立区中央本町二丁目、中央本町三丁目、葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩二丁目、江戸川区篠崎町七丁目及び篠崎町八丁目各地方内
削除する部分
足立区中央本町一丁目及び中央本町二丁目各地方内
変更する部分

近隣商業地域

追加する部分
足立区中央本町一丁目及び中央本町二丁目各地方内
削除する部分
足立区中央本町三丁目地内

準工業地域

追加する部分
足立区中央本町二丁目及び中央本町三丁目各地方内
削除する部分
足立区中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目及び葛飾区東新小岩二丁目各地方内

変更する部分
足立区中央本町二丁目、中央本町三丁目及び葛飾区東新小岩二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)並びに足立区役所、葛
飾区役所及び江戸川区役所

●東京都告示第千六百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画土
地区画整理事業

葛飾細田町付
近土地地区画整
理事業

削除する部分
葛飾区奥戸四丁目、東新小岩一丁
目、東新小岩二丁目及び東新小岩
四丁目各地方

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千六百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同
条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道
路

追加する部分
都市高速道路

品川区東大井一丁目、東品川二丁
目、東品川三丁目及び東品川四丁
目各地方内

削除する部分

品川区東大井一丁目、東品川二丁
目、東品川三丁目及び東品川四丁
目、東品川三丁目及び東品川四丁

目各地方内

都市高速道路 追加する部分

湾岸線 品川区東品川四丁目地内

削除する部分

品川区東品川四丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千六百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお
いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同
条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道
路

追加する部分
都市高速道路

品川区東品川二丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千六百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定によ
り縦覧に供する。
平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

千代田区、中央区、港区、新宿区、
東京都市計画都
市計画区域の整
備、開発及び保
全の方針
品川区、目黒区、大田区、世田谷区、
荒川区、渋谷区、中野区、杉並区、
豊島区、北区、板橋区、練馬区、足
立区、葛飾区及び江戸川区の全域

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千六百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩
部十九都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規
定により縦覧に供する。
平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩部十九都市 八王子市、立川市、武蔵村山市、東
計画都市計画区 大和市、武蔵野市、三鷹市、府中市、
域の整備、開発 調布市、狛江市、青梅市、昭島市、
及び保全の方針 町田市、小金井市、日野市、小平市、

国分寺市、東村山市、清瀬市、東久留米市、国立市、西東京市、福生市、羽村市、瑞穂町、多摩市、稲城市、あきる野市及び日の出町の全域

二 関係図書の縦覧
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第千六百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鳥しよ部六都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 鳥しよ部六都市 大島町の全域、八丈町のうち八丈島
 - 計画都市計画区域の全域、三宅村のうち三宅島の全域、
 - 域の整備 開発 神津島村のうち神津島の全域、新島
 - 及び保全の方針 村のうち新島の全域並びに小笠原村のうち父島及び母島の全域
- 二 関係図書の縦覧
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第千六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画防災街区整備方針を変更したので、同法第二十一

条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画防災 変更する部分
 - 災街区整備方針 千代田区、中央区及び港区を除く特別区の市街化区域全域
- 二 関係図書の縦覧
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第千六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 平方東京
- 二 変更の区間 足立区弘道二丁目九百六十四番二地内から同区綾瀬六丁目三百二十七番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

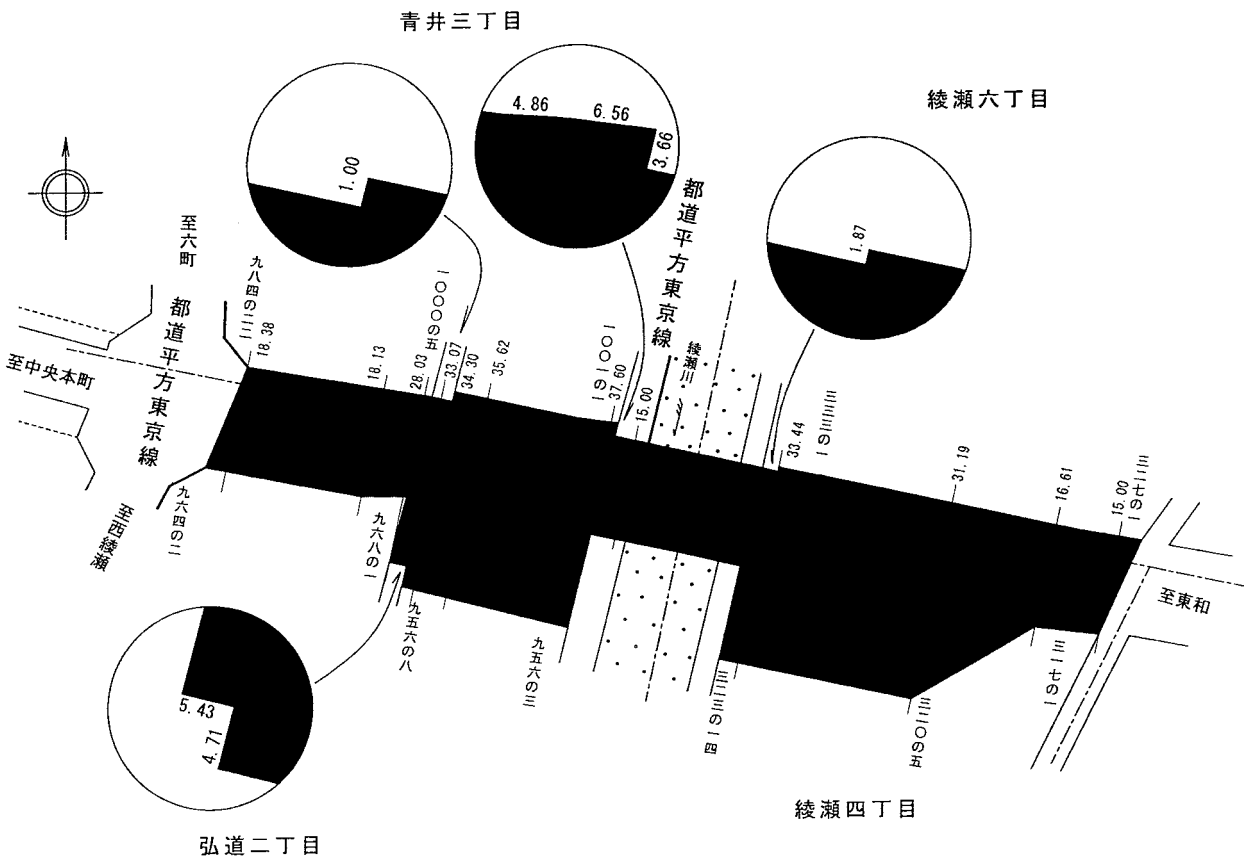
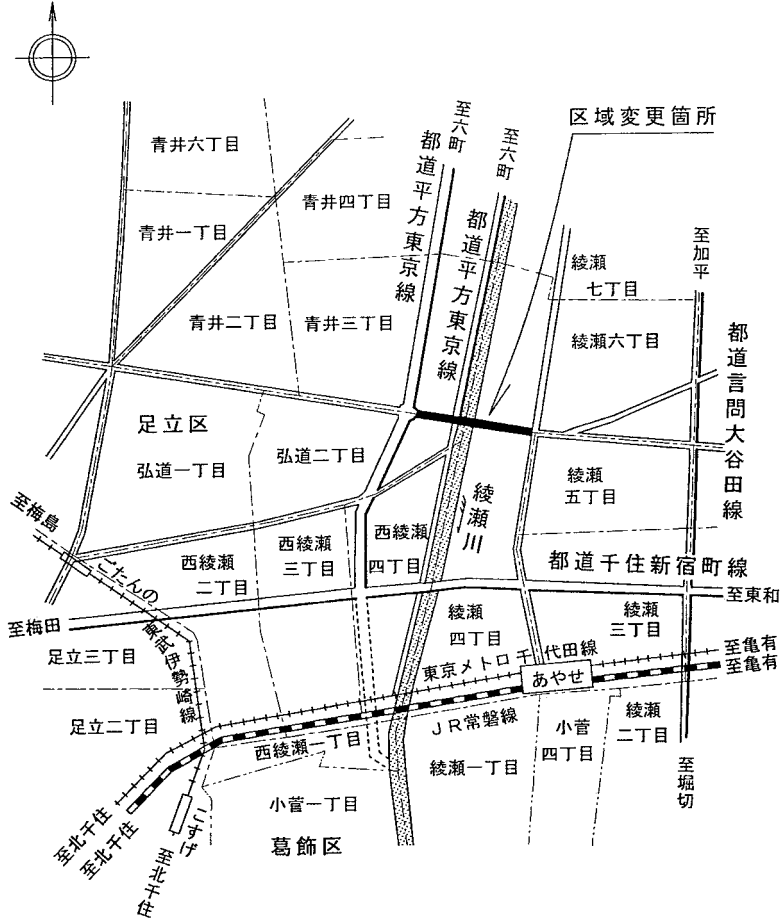
別図

都道平方東京線区域変更略図
足立区弘道二丁目～綾瀬六丁目

延長 二九三・〇八メートル
面積 六、六九二・七三平方メートル

編入区域
 特別区道
 都道

計画線



●東京都告示第六百九十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

なお、変更は、平成二十一年東京都告示第千五百一十一号(東京港港湾計画の変更の概要)によりその概要を告示した東京港港湾計画について、平成三十年代後半における取扱貨物量を一億八百三十万トンと想定したことによるものである。

平成二十六年十二月十八日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 新規計画事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 外内貿コンテナ埠頭計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	一一・〇	二	五五〇
南部	岸壁	一五・〇	七	二、三五四
	岸壁	一六・〇		
	岸壁	一五・〇	一	四〇〇
	岸壁	一六・〇		
中部	岸壁	一五・〇	二	七〇〇
	岸壁	一六・〇		
	岸壁	一五・〇	一	三五〇
	岸壁	一三・〇	二	五二〇
東部	岸壁	一一・〇	二	五〇〇

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	面積(ヘクタール)
中央防波堤	岸壁	一一・〇	一	二二〇	二二〇
	岸壁	一五・〇	一	四〇〇	四〇〇
	岸壁	一六・〇	一	四〇〇	四〇〇
	岸壁	一六・〇	一	四〇〇	四〇〇
	岸壁	一六・五	一	四二〇	四二〇

イ 旅客船埠頭計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	面積(ヘクタール)
内港	船揚場	一一・〇	一	一〇〇	一〇〇
中部	船揚場	一〇・〇	一	一〇〇	一〇〇

ウ 木材取扱施設計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	面積(ヘクタール)
東部	ドルフィン	九・〇	二	二・五	一
東部	水面整理場	二・五	一	二・五	一
東部	施設種類	延長(メートル)			
	十二号地水面整理場防波堤	五〇〇			

エ 水域施設計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
内港	泊地	一一・〇	三
東部	泊地	九・〇	二
内港	航路・泊地	一一・〇	二七
東部	航路・泊地	九・〇	三
東部	航路・泊地	九・〇	三
東部	航路・泊地	九・〇	三

(二) 既設・既定計画の変更事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 内貿ユニットロード埠頭計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	八・五	一	一六六

(イ) 外貿埠頭計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	一九五
東部	岸壁	一一・〇	一	二四〇

イ 水域施設計画

地区名	施設種類	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
南部	泊地	一五・〇	二
	泊地	一六・〇	
東部	泊地	一一・〇	二
	泊地	一一・〇	二
	泊地	一一・〇	二
南部	泊地	一一・〇	一
	泊地	一一・〇	一
東部	航路・泊地	一一・〇	六
	航路・泊地	一一・〇	六
東部	航路・泊地	一一・〇	七
	航路・泊地	一一・〇	七
東部	航路・泊地	一一・〇	八
	航路・泊地	一一・〇	八
東部	航路・泊地	一一・〇	三
	航路・泊地	一一・〇	三
東部	航路・泊地	一一・〇	四
	航路・泊地	一一・〇	四
東部	航路・泊地	一一・〇	三
	航路・泊地	一一・〇	三
東部	航路・泊地	一一・〇	一
	航路・泊地	一一・〇	一

中央防 航路・泊地 九・〇 一三
波堤

(三) 撤去及び廃止を計画する事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 内貿ユニットロード埠頭計画

地区名 施設 水深(メートル) バース 延長(メートル)
種類 トル) 数 トル)

東部 岸壁 九・〇 一 二二〇

(イ) 外貿埠頭計画

地区名 施設 水深(メートル) バース 延長(メートル)
種類 トル) 数 トル)

東部 岸壁 一一・〇 二 四八〇

イ 木材取扱施設計画

地区名 施設種類 水深(メートル) バース数

東部 ドルフィン 一〇・〇 五

地区名 施設種類 水深(メートル) バース数 基数

東部 係船浮標 七・五 二 三

地区名 施設種類 水深(メートル) 面積(ヘクタール)

東部 水面貯木場 二・五 五六

水面整理場 二・五 一八

水面整理場 七・五 三九

地区名 施設種類 延長(メートル)

東部 旧十二号地 四三〇

水面整理場

ウ 小型船だまり計画

地区名 施設種類 基数

中部 小型栈橋 一
二 港湾の環境の整備及び保全

(一) 新規計画事項

ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種類 延長(メートル)

中央防 海浜 四〇〇

(二) 既設・既定計画の変更事項

ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種類 面積(ヘクタール)

南部 緑地 一四

中部 緑地 九

中央防 緑地 一八四

地区名 施設種類 延長(メートル)

南部 海浜 三、二〇〇

三 土地造成及び土地利用計画

(一) 土地造成計画

地区名 用途 面積(ヘクタール)

内港 埠頭用地 三

交流厚生用地 三

緑地 二

南部 港湾関連用地 二二

交通機能用地 一

緑地 一

中部 埠頭用地 一

東部 埠頭用地 二九

中央防波 埠頭用地 二
堤

港湾関連用地 二
海面処分用地 二四五

(二) 土地利用計画

地区名 用途 面積(ヘクタール)

内港 埠頭用地 五七

港湾関連用地 七三

交流厚生用地 一三

工業用地 一一

都市機能用地 一五二

交通機能用地 二九

緑地 三五

南部 廃棄物処理施設用地 三

埠頭用地 一五六

港湾関連用地 二二二

工業用地 一二六

都市機能用地 一五一

交通機能用地 二八七

緑地 一四九

中部 廃棄物処理施設用地 三七

埠頭用地 一四七

港湾関連用地 九三

交流厚生用地 五〇

工業用地 二九

都市機能用地 一九四

交通機能用地 一三五

<p>四 港湾の効率的な運営に関する事項</p> <p>羽田 交通機能用地 海面処分用地 廃棄物処理施設用地 緑地 交通機能用地 都市機能用地 工業用地 港湾関連用地</p> <p>中央防波堤 埠頭用地 廃棄物処理施設用地 緑地 危険物取扱施設用地 交通機能用地 都市機能用地 工業用地 交流厚生用地 港湾関連用地 埠頭用地</p> <p>東部 緑地 埠頭用地</p> <p>(一) 新規計画事項 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇 既設・既定計画の変更事項 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇</p>	<p>東部 緑地 一一四 埠頭用地 七二 港湾関連用地 二二九 交流厚生用地 一六 工業用地 四四 都市機能用地 六八 交通機能用地 九二 危険物取扱施設用地 六 緑地 一八五 廃棄物処理施設用地 一七 埠頭用地 一四七</p>	<p>内港 岸壁 八・五 一 一六六 岸壁 一〇・〇 一 一九五 岸壁 一一・〇 二 五五〇 南部 岸壁 一五・〇〇 一 四〇〇 岸壁 一六・〇〇 一 四〇〇</p> <p>(三) 廃止を計画する事項 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 九・〇 二 四四〇</p> <p>五 その他重要事項 (一) 新規計画事項 ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 南部 岸壁 一五・〇〇 一 四〇〇 岸壁 一六・〇〇 一 四〇〇</p> <p>イ 大規模地震対策施設 (ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 中部 岸壁 九・〇 二 四六〇</p> <p>(イ) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 内港 岸壁 一一・〇 二 五五〇 南部 岸壁 一五・〇〇 四 一、三六四</p>
<p>(二) 既設・既定計画の変更事項 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇</p> <p>(三) 既定計画を削除する事項 ア 大規模地震対策施設 (ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 中央防波堤 岸壁 九・〇 一 二三〇</p>	<p>中部 岸壁 一三・〇 二 五二〇 岸壁 一五・〇 一 三五〇 岸壁 一五・〇〇 二 七〇〇 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇 岸壁 一二・〇〇 二 五〇〇 中央防波堤 岸壁 一一・〇 一 二三〇 岸壁 一六・〇〇 一 四二〇 岸壁 一六・五 一 四二〇</p> <p>(二) 既設・既定計画の変更事項 ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 一一・〇 一 二四〇</p> <p>イ 大規模地震対策施設 (ア) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設 地区名 施設 水深(メートル) バース数 延長(メートル) 東部 岸壁 一一・〇 一 二四〇</p>	<p>東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇 岸壁 一二・〇〇 二 五〇〇 中央防波堤 岸壁 一一・〇 一 二三〇 岸壁 一六・〇〇 一 四二〇 岸壁 一六・五 一 四二〇</p>

東部 岸壁 九・〇 一 二二〇
 (四) 廃止を計画する事項

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名 施設 水深(メートル) バース 延長(メートル)
 種別(ル) 数 トル)

東部 岸壁 九・〇 一 二二〇

六 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二

十六階

東京都港湾局港湾整備部計画課

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七号

郵便番号
 112-0002